

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年3月13日

広島県公安委員会



記

聴聞の期日 令和8年3月27日 午前10時00分開始

聴聞の場所 広島県広島市中区基町1番4号
広島県警察本部別館基町庁舎 西館6階会議室

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年3月13日

広島県公安委員会



記

聴聞の期日 令和8年3月27日 午前10時00分開始

聴聞の場所 広島県広島市中区基町1番4号
広島県警察本部別館基町庁舎 西館6階会議室

第 21 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年3月13日

広島県公安委員会



記

聴聞の期日 令和8年3月27日 午前10時00分開始

聴聞の場所 広島県広島市中区基町1番4号
広島県警察本部別館基町庁舎 西館6階会議室